

北宋天聖令による唐日医疾令の復原試案

丸山 裕美子

はじめに

中国唐の令法典を継受した日本古代の令法典の中で、医疾令は倉庫令とともに、「令義解」「令集解」が残つておらず、早くに散逸した篇目である。私はかつて「日唐医疾令の復原と比較」⁽¹⁾を発表して、失われた唐と日本の医疾令を復原し、彼我の医学教育・医療制度の比較研究を行つたが、北宋天聖令の出現・公開により⁽²⁾、唐令・日本令とともにこれまでの復原案を修正する必要が生じている。

本稿ではまず程錦氏による「唐医疾令復原研究」⁽³⁾を踏まえて、唐医疾令の復原について検討を加える。同時に、江戸時代以来の研究によつてほぼ全文の復原がなされてきた日本医疾令の復原についても再検討する。宋・唐の医疾令と日本医疾令とを相互を参照しつつ、より的確な唐医疾令・日本医疾令の復原案を探ることになる。

なお、天聖令による唐令復原に関しては、あくまで試案にすぎない。宋令の編纂方針、例えば、宋令に対応する唐令が全て存在したとみるのか、宋令独自の立条があるのかどうか、宋令を立条する際に、唐令二条を一条にまとめたり、逆に唐令では一条であったものを現行法の宋令と不行唐令と二条に分けている可能性もあるのではないか、など天聖令全体に関わる問題がある。また日本令の復原に関しても、『令集解』などの史料から復原される条文について

は、引用が部分的で、省略のある可能性がある。本稿はあくまでたたき台であり、多くのご教示をいただきたい。

一 唐医疾令復原の再検討

あらためて述べるまでもないけれども、戴建国氏によつて、寧波天一閣に所蔵される明鈔本『官品令』が北宋「天聖令」であることが実証されたのは一九九九年のことであつた⁽⁴⁾。この北宋天聖令はもと四冊（元・亨・利・貞）三〇巻のうち、最後の一冊（貞）、田令巻二十一から雜令巻三十までの一〇巻のみの残巻であるが、幸いなことに医疾令はこのうちに含まれており、二〇〇六年に、天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組『天一閣藏明鈔本天聖令校證 附唐令復原研究』（『天聖令校證』）が出版されて全文が公開されたのである⁽⁵⁾。天聖令において医疾令は巻第二六として、宋令一二三条、不行唐令二二条が載せられており、程錦氏によつて、唐令三五条（うち二一条は宋令文のまま）が復原されている。

唐医疾令は、『唐令拾遺』『唐令拾遺補』⁽⁶⁾において、一六条が部分的ながら復原され、他に日本令に対応する一一条も存在が推定されてきたが、天聖令の出現によつて、唐医疾令文の復原研究は全く新しい段階には入ることになつたのである。程錦氏による唐医疾令の復原は、すぐれた研究成果であるが、細かい点で、異論もある。すでに陳登武氏によつて、有益な批判や指摘もなされている⁽⁷⁾。やや煩瑣ではあるが、以下に程氏の復原案と異なる点について述べおこう。考察に用いる日本令は、便宜、日本思想大系『律令』⁽⁸⁾により、条文番号もこれに従う。

1 宋令文による唐令復原

まず宋令1条による唐令復原であるが、程錦氏は、「諸医生、針生、按摩生、咒禁生、先取家伝其業、次庶人攻習其術者為之」と復原する。しかし、陳登武氏が指摘するように、復原される日本令と同じく、庶人の入学年齢について

て規定があつたとみるべきで、その年齢は国子監の入学規定と同じく「年十四已上十九已下」とするのが妥当である。

宋令2条「諸京府医博士・助教、選医人内法術優長者為之、外州亦准之」を、程錦氏は不行唐令17条と日本令から、「諸在京医針博士・助教、選医人内法術優長者為之、按摩・咒禁博士亦准之」と復原する。程氏は「京府」を宋の用語として「在京」を用いるが、この「京府」は「外州亦准之」に対して用いられているのであり、外州の規定は唐令では不行唐令17条に別に立てられている。「京府」は、宋令で外州の規定を行とし、「外州亦准之」を付したことによつて加えられたとみるべきであろう。また宋令の「医博士」を、意味をとつて「医針博士」と復原するが、日本令は「医博士」であり、日本令が「針」の文言を入れていないことは、『政事要略』卷九五所引の「医疾令義解」に「此条及次条、不_レ言_レ針博士并生_レ者、案_レ文可_レ知」とあることから明らかである⁽⁹⁾。宋令にも「医博士」としかないことは、これが唐令でも同様であつたことを強く示唆する。よつて、本条は、冒頭を「諸医博士・助教」と復原するのが妥当であろう。

次に宋令3条による唐令復原については、別に詳論したように、兼習部分を「兼習張仲景・小品等方」とする復原案を提示しておく。北宋治平三年（一〇六六）の林億らによる『備急千金要方』校訂後序には、「臣嘗讀唐令見其制、為_レ医者皆習_レ張仲景傷寒・陳延之小品、_レ兼載_レ唐令二家之學」とあり、林億らが見た唐令において、兼習書は張仲景の『傷寒論』と陳延之の『小品方』の二つであることが明記されている。天聖令鈔本文は「兼習張仲景小品集等方」であり、「集」の下に「驗」が脱落したと校訂して「集驗方」を加える程氏の説⁽¹⁰⁾もありうるとは思うが、今は『備急千金要方』校訂後序の記述を認めて上記復原案のままでする。日本令では『集驗方』と『小品方』が兼習書であつて、それはおそらく永徽令によつているのだが、開元二十五年令では、張仲景『傷寒論』が新たに加えられ、『集驗方』が除かれたのだと考えておく。

宋令6条の復原唐令文のうち、「召赴太医署」については、陳登武氏も指摘するように、「召赴」ではなく、日本令

の使用する「投名」の方が適切ではないかと思う。『唐会要』卷六六東都国子監に、

長慶二年閏十月、祭酒草乾度奏、當監四館學生、每年有_三及第闕員、其四方有_三請_レ補_二學生一人上、並不_一曾先於監司陳_レ狀_一、便自投_二名禮部_一、計會補署

とあり、唐では学生の欠員が生じた際に、「投名」して補されている。日本令が「投名典藥」であったことに対応して、「投名太医（署）」または「投名太常（寺）」と復原すべきであろう。日本令は「典藥」とし、これに対応すると「太医」である。ただ東都国子監の場合も、直接国子監ではなく、礼部に投名していること、また天聖令では不行唐令3条で「就_二太常_一、対_二丞以上_一皆精加_二校練_一」、不行唐令6条で「毎年太常試」とあり——それぞれに対応する日本令は「宮内省」であるが——、ここでは「投名太常」と復原しておく。

在京文武職事官の治療を規定する宋令8条と、致仕官に対する治療を規定する不行唐令10条については、あるいはもと唐令では一条であつた可能性もあると思う。日本令では（24）条に一条として継受しており、宋令で二条に分けて立条したことも考えられる。今はそれぞれ別条として復原する。

私家に劇薬の鳩毒や治葛を所持することを禁じる宋令9条について、程錦氏は唐令文の存否を不明とされる。鳩毒は毒殺に使用される薬物である。『新修本草』巻二〇「有名無用」には「鳩鳥毛、有_三大毒_一、入_二五藏_一、爛殺_レ人」とあり¹²、猛毒として広く知られるが、唐代にすでに「有名無用」とされている。また賊盜律16条「諸以_二毒藥_一藥_レ人及売者、絞」の疏議に、「謂以下鳩毒・治葛・烏頭・附子之類堪_二以殺_レ人者上_一」とあり¹³、もし当該条文が唐令にも存在したとしたら、ここで引用されてしかるべきであるのに、触れるところがない。また賊盜律はこうした毒薬も治療のための売買を認めている。このままのかたちでの復原は困難であるが、宋令独自の立条を認めることも難しい。宋令文のままとしておく。

宋令11条の唐令復原であるが、程錦氏は、『唐六典』を復原典拠とする『唐令拾遺』によつて、宋令の「量合」を、唐令では「常合」と復原する。しかしこれは日本令でも「量合」であるから、「量合」を探るべきであろう。『唐六典』

は令文そのものではなく、趣意文であり、日本令と『唐六典』とで文言が異なっていた場合、日本令文を優先して復原すべきではないかと考えるからである。⁴⁶⁾

宋令12条については、程錦氏は唐令の文字を復原しておらず、陳登武氏は不行唐令15条と21条とを合併して宋令で一条に立てたものと推測している⁴⁷⁾。この点、最初に触れたように、天聖令そのものの性格を明らかにする必要があり、今後の研究の深化によつて再検討することになるであろうが、今は、もととなる唐令が存在したとみる。その上で、宋令の最後の一旬「行軍處亦準此」は、不行唐令15条に「行軍及作役之處」についての規定があるので、本条の唐令にはなかつたであろう。また宋令の「医官」に対しては、他の唐令文を参考に、「醫師」または「医人」と復原すべきと考へる。

宋令13条の後半部分「即私医有明達經方…」に対し、程錦氏は『新唐書』百官志「祠部郎中員外郎」条の「凡名医子弟試療病、長官蒞覆、三年有^レ驗者以^レ名聞」をあてて復原するが、本条は地方の諸州における規定であり、『新唐書』の規定はむしろ宋6条「諸有私自学習、解^ニ醫療者：芸術灼然者錄奏、聽旨補充」に近い。宋13条後半は宋6条の地方における運用規定とみるべきで、そのまま唐令として復原することが可能なのではないだろうか。少なくとも、『新唐書』の文をそのまま本条にあてるのは問題があると思う。日本令ではこの後半部分が除かれているのであるが、それは令制定時の日本において、地方に「私医」の存在がありえなかつたために、省かれたのである。なお唐令を復原する場合には、宋令文「明達」は宋4条と同じく、避諱による書き換えがあるとみて、「通利」とする。すなわち、後半部は「即私医有^ニ通利經方、閑^ニ解藥性、療病有^レ驗、灼然為^ニ鄉閭所^ニ推許^ニ者上、州司精加^ニ試練、亦錄^レ名奏聞」と復原しておく。

宋令から復原される唐令文について、程錦氏の復原案に対する私見は以上である。

2 不行唐令と条文配列

不行唐令文については、原則唐令（開元二十五年令）のままでよいと思う⁽⁴⁾。ただ不行唐令1条の「療瘻」は「瘻腫」と校訂すべきだとする陳登武氏の指摘には従うべきであろうし、不行唐令7条の「仍聽於醫師」は日本令(13)条では「仍聴^レ補^二醫師」であり、意味をとつて「於」は「補」と校訂すべきと考える。また不行唐令19条の「試有不精者」の部分、対応する日本令(19)条では「試有^レ不^レ通者」となっている。「通」は仁宗朝の嫌字であるから、おそらく本来の唐令は日本令と同じく「試有^レ不^レ通者」であつたであろう。不行唐令文であつても、避諱が適用された例ということになる。

条文配列については、程錦氏の案はおむね妥当なものだと思う。ただし他にも可能性はいくつかありえ、一案として、宋令1条と2条を唐令では逆転させる案を提示しておきたい。日本令においては、平城宮出土木簡から、第1条は医博士条、第2条は医生等条であることほぼ確実である⁽⁵⁾。対応する天聖令では宋令2条・宋令1条の順になり、程錦氏は日本令が順序を入れ替えたと判断されているが、唐令では宋令2条にあたる医博士条が第1条で、宋令1条にあたる医生等条が第2条であつた可能性もある。宋令1条は、唐令の医・針・按摩・咒禁という四科の教育体制と全く異なる、大方脉・小方脉・針・灸・眼・風・瘻腫・咽喉・口齒・產・書禁・金鍼・傷折科の一三科という細分化された教育課程を規定しており、医学教育に関するこうした大きな変革を受けて、唐令では第2条であつたものが、宋令では第1条に置かれたとみることもできるのではないか。

日本令では、学令においても、第1条が博士助教条で、第2条が大学生条である。大学の制に倣つた医学の制度において、教授者である博士について規定する条文が、学生の規定より先行して置かれていることはごく自然であり、唐令においても、日本令と同じく、医博士条が第1条であつた可能性は高いと思う。同時に州医学博士の任用規定である不行唐令17条を、州医生の入学規定である宋令13条の前に置く試案を提示しておく。

二 日本医疾令復原の再検討

日本の養老医疾令は江戸時代以来の復原研究によつて、全二七条のうち二六条（うち二条は大宝令文）が復原され、残る一条も内容が推定されており、ほぼその全容が明らかになつてゐる^⑧。ただし注意しなくてはいけないことは、国史大系本『令義解』及びそれによつた『律令』の医疾令は、江戸時代に塙保己一が編纂した『令義解』いわゆる「赤本令義解」の後刷本を底本としているということである。そしてその医疾令は、実は、塙保己一ではなく、尾張藩士稻葉通邦（一七四四—一八〇一）の『逸令考』によつていることは高塙博氏が明らかにしたところである^⑨。つまり、『令義解』『令集解』とも残つていらない医疾令については——倉庫令も同様であるが——、『律令』の条文はその配列も含め、あくまで江戸時代の研究者による復原案にすぎないということを考慮しなければならない^⑩。

もつとも、倉庫令と異なり、医疾令は『政事要略』卷九五に「医疾令義解」の逸文が一九条まとまつて残つており、条文配列も含めて、精度の高い復原が可能であった。『令集解』と『政事要略』とがともに引用する医疾令文で、両者の文字が異なつてゐるもの天聖医疾令文と比較してみると、『政事要略』の字句の方が天聖令文と一致することがわかる^⑪。天聖令残本も決していい鉢本とは言えないが、『政事要略』による日本医疾令文の復原の信頼度が高まつたと同時に、『令集解』のみの引用による復原文は再検討の必要があることが確認されたと言える。以下にまず『律令』医疾令文の文字の訂正を列举しておこう。

すでに別稿で指摘しておいたが^⑫、『令集解』のみから復原される（20）条の「握」は「掘」に、（22）条の「下」は「丁」に訂正しうるであろう。（22）条文末の「配支」という語もやはり意味からして、唐令と同じく「支配」とあつたと考えられる。また国立歴史民俗博物館所蔵の田中本『令集解』で確認したところ、（21）条の冒頭部分、「薬品施」は「薬品族」に近い字体であつた。「薬品族」という語句も類例が見えないが、程錦氏も指摘するように、「族」には「類」という意味があるから、「施」よりは意味が通つて落ち着きがいいようだ。日本令でも、復原唐令と同

様、「薬品族」であつた可能性が高いであろう。

『政事要略』から復原される（6）条の「其上手医、有療疾之處、令其隨從、習知合針灸之法」については、「習知合針灸之法」では意味が通りにくい。天聖令の「其上手医、有_二療_一疾之處、令_三其隨從、習_二合和_一・針灸之法」に合わせて、「知合」を「合和」とすべきであろう。また（13）条の「量堪療病者、仍聽補醫師」は対応する天聖令（不行唐令7条）では「量堪_一療_二疾者、仍聽_一於_二補_一」医師」となっている。医疾令において、宋令5条・不行唐令7条の末尾・不行唐令19条・日本令（6）条に「療疾」はあるが、「療病」はない。「病」と「疾」とは間違えやすい字であるから、ここは「療疾」とすべきと考える。

次に、日本医疾令の条文配列の問題について、まとめておこう。この場合、日本の国史大系本『令義解』や『律令』の医疾令条文配列と、天聖令から復原される唐医疾令の条文配列とを比較することには意味がない。なぜなら『律令』の条文配列（＝国史大系本『令義解』の条文配列）は、先にも述べたように、江戸時代（一八世紀）の稻葉通邦の『逸令考』に全面的によっている。一つの試案にすぎないのである。今回の天聖医疾令によって、日本医疾令の条文配列が正しく復原できると考えられる。

復原された養老医疾令文のうち、一九条は『政事要略』卷九五に引用される「医疾令義解」の逸文であるのだが、条文配列はおそらくこのままで問題ない。「医疾令義解」の中に見える「上条」「下条」の記述もこれに矛盾しない。この『政事要略』引用の条又一九条の配列の中に『令集解』から復原される医疾令文六条と、『律』と『令集解』から復原される医疾令文一条、推定条文一条（行軍作役之処条）とがはめ込まれることになる。

先述したように、平城宮跡出土木簡から、日本医疾令の第1条と第2条はほぼ確定する。これは『律令』の条文配列と同じである。『律令』の条文配列を変える必要があるのは、次の二つの点である。一つは国医師・国医生関連の（17）（18）（19）条の位置で、もう一つは薬物徵収関連規定（20）（21）（22）条の並び順と配置である。

まず国医師・国医生関連の規定のうち（18）（19）条は『令集解』にこの順で引用され、（17）条が両条の前に置か

れることは問題ない。問題なのは、医疾令の中で、どこにこれらの条文が位置していたか、ということである。「律令」は医疾令の前半を医学教育関連の規定、後半は医療体制に関連する規定としてまとめ、国医師・国医生関連の規定は前半に組み入れる復原案であった。しかしながら、天聖令から、唐医疾令においては、地方の州医学博士・州医学生の規定は医疾令の最後にまとめて置かれていたことが判明した。

唐における州医学と医学博士・医学学生の設置は、『唐会要』卷八二医術に、「貞觀三年九月十六日、設諸州治医学」とあり、また『新唐書』卷四九下・百官志四下に「貞觀三年有医業博士及学生」とあって、貞觀三年（六二九）に始めて州医学が設置され、医業博士（開元元年（七一三）に医業博士を改めて医学博士とした）が置かれたのである。だから、州医学博士・州医学生関連の条文は、貞觀令（六三七年頒行）以後に新たに医疾令の末尾に付されたものと考えられる。

日本令（大宝令）が藍本とした永徽医疾令は、おそらくこの条文配列であり、これを日本令で変更したとは考えにくい。日本医疾令においても、地方の国医師・国医生の規定は、最後にまとめて置かれていたと推測される。日本の養老医疾令は全三七条であったから、（17）条が第25条、（18）条が第26条、（19）条が第27条であったであろう。薬物徵収関連規定について並び順と配列を確認しておこう。（20）薬園条は職員令44典藥寮条集解の「私」の引用であるし、（21）依藥所出収採条と（22）採藥師条は賦役令37雜徭条集解の「古記」の引用である。（21）・（22）条は大宝令の条文であるが、（22）条は賦役令35貢獻物条の「穴記」も引用するので、養老令にもこの条文が存在したことは確実である。そして（21）・（22）条は賦役令37雜徭条集解の「古記」において、この順番に引用されているので、その並びはよい。（20）条がどこに入るのかが問題であった。

対応する天聖医疾令の条文は、不行唐令11条・12条・13条であり、唐令はこの順に並んでいたとみてよい。そして不行唐令11条が日本令（21）条に、不行唐令12条が日本令（20）条に、不行唐令13条が日本令（22）条に対応することが明らかなので、『律令』の配列は誤りで、日本医疾令の配列は（21）・（20）・（22）条の順であったといえる。そし

4	3	2	1	
唐令復原試案				北宋天聖令
日本令復原試案				
諸醫・針生、各分經受業、 醫生習甲乙・ 脉經・本草、兼習張仲景・小品等方、 兼習素問・黃帝針經・明堂・脉訣、 兼習流注・偃側等圖、赤烏神針等經	諸醫・針生、先讀本草・脉訣・明堂、 讀本草者、即令識藥形、知藥性、讀明堂者、即令驗圖識其孔穴、讀脈訣者、即令遞相診候、使知四時浮沈渙滑之狀、次讀素問・黃帝針經・甲乙・脉經、 次讀素問・黃帝針經・甲乙・脉經、	諸醫博士・助教、取醫人內法術優長者爲之、按摩・咒禁博士亦准此 諸醫生、針生、按摩生、咒禁生、先取家傳其業、次庶人年十四以上十九以下、聰令者爲之	諸京府醫博士・助教、選醫人內法術優長者爲之、外州亦准此 宋1 諸醫、大小方脉・針科・灸科・眼科・風科・瘡腫科・咽喉科・口齒科・產科・書禁科・金鍊科・傷折科・選補醫學、先取家傳其業、次取庶人攻習其術者爲之	宋2 諸醫、脉訣・灸科・ 凡醫生、按摩生、咒禁生、藥園生、先取藥部及世習、次取庶人年十三以上十六以下、聰令者爲之
宋3 諸醫及針學、各分經受業、醫學 科習甲乙・脉經・本草、兼習張仲景・小品集等方、 針學習素問・黃帝針經・明堂・脉訣、 明堂・脉訣、兼習流注・偃側等圖、赤烏神針等經	宋4 諸醫・針學、先讀本草・脉訣・明堂、讀本草者、即令識藥形、知藥性、讀明堂者、即令驗圖識其孔穴、讀脈訣者、即令遞相診候、使知四時浮沈渙滑之狀、次讀素問・黃帝針經・甲乙・脉經、	凡醫・針生、各分經受業、 醫生習甲乙・ 脉經・本草、兼習小品・集驗等方、針習素問・黃帝針經・明堂・脉訣、兼習流注・偃側等圖、赤烏神針等經	凡醫博士、取醫人內法術優長者爲之、 按摩・咒禁博士亦准此	

てその配置は、天聖令に倣つなら、不行唐令10条の後ろ、日本令では（24）条の後につくことになる。そしてその（24）条は『政事要略』において、（16）条につづけて一括引用されている。おそらく、（16）条が日本令第16条、（24）条が第17条、（21）条が第18条、（20）条が第19条、（22）条が第20条であったのであろう。

やや細かい説明に終始したが、以上の検討結果を表にまとめると、次のようになる。なお表は『唐令拾遺』『唐令拾遺補』に倣い、正字で作成してある。日本令には「凡」字を冠し、「鍼」は「針」に、「準」は「准」に統一した。

9	8	7	6	5
諸有私自學習、解醫療者、投名太常、試驗堪者、聽准醫・針生例考試	諸醫・針生、各從所習、鈔古方誦之、其上手醫、有療疾之處、令其隨從、習合和・針灸之法	諸醫・針生、博士一月一試、太醫令、丞一季一試、太常卿、丞年終總試、 <u>（其考試法式、一准國子監學生例）</u> 、若業術灼然、過於見任官者、即聽補替、其在學九年業無成者、退從本色	諸醫・針學、各從所習、鈔古方誦之、其上手醫、有療疾之處、令其隨從、習合和・針灸之法	皆使精熟、其兼習之業、各令通利
宋 6 官闕人、召赴醫官院、令尚藥奉御簡試所業、答義三十道、本院副使等糊名覆核、藝業灼然者錄奏、聽旨補充	唐 2 諸醫・針生、博士一月一試、太醫令、丞一季一試、太常卿、丞年終總試、 <u>（其考試法式、一准國子監學生例）</u> 、若業術灼然、過於見任官者、即聽補替、其在學九年業無成者、退從本色	唐 3 諸學體療者限七年成、學小小及瘡腫者各五年成、學耳目口齒者四年成、學角法者三年成、針生七年成、業成之日、令尚藥官司取業術優長者、就太常對、丞以上皆精加校練、具述行業、申送尚書省	凡醫・針生、博士一月一試、典藥頭、助季一試、宮內卿・輔年終總試、 <u>（其考試法式、一准大學生例）</u> 、若業術灼然、過於見任官者、即聽補替、其在學九年業無成者、退從本色	經、皆使精熟、其兼習之業、各令明達
凡私自學習、解醫療者、投名典藥、試驗堪者、聽准醫・針生例考試	凡學體療者限七年成、學小小及創腫者各五年成、學耳目口齒者四年成、針生七年成、業成之日、令典藥寮業術優長者、就宮內省對、丞以上皆精加校練、具述行業、申送太政官	凡私自學習、解醫療者、投名太常、試驗堪者、聽准醫・針生例考試	凡醫生既讀諸經、及分業教習、率二十人、以十人學體療、三人學瘡腫、三人學耳目口齒、一人學角法、各專其業	唐 1 諸醫生既讀諸經、及分業教習、率二十人、以十人學體療、三人學瘡腫、三人學耳目口齒、一人學角法、各專其業

14	13	12	11	10
申補本色師工	諸按摩生學按摩、誦傷折經方及刺縛之法、限三年成、咒禁生學咒禁、解忤、持禁之法、限二年成、其業成之日、並申補本色師工	諸醫・針生以業成申送尚書省者、所司覆試策、各十三條、醫生試甲乙四條、本草・脈經各三条、針生試素問四條、黃帝針經・明堂・脉訣各二條、其兼習之業、醫・針各三条、問答法式及考等高下、並准試國子監學生例、得第者爲師、次者爲工、即不第人少、補闕不足、量於見任及以理解醫・針生內、簡堪療疾者兼補	諸教習素問、黃帝針經・甲乙、博士皆案文講說、如講五經之法、私有精達此三部者、皆送尚書省、於流內比較	諸醫・針生初入學者、皆行束脩之禮於其師、醫・針生各綱一疋、按摩・咒禁及諸州醫生率二人共綱一疋、皆有酒脯、其分束脩、准國子監學生日例
日、並申補本色師工	唐 8 諸按摩生學按摩、誦傷折經方及刺縛之法、限三年成、咒禁生學咒禁、解忤、持禁之法、限二年成、其業成之日、並申補本色師工	唐 7 諸醫・針生以業成申送尚書省者、所司覆試策、各十三條、醫生試甲乙四條、本草・脈經各三条、針生試素問四條、黃帝針經・明堂・脉訣各二條、其兼習之業、醫・針各三条、問答法式及考等高下、並准試國子監學生例、得第者爲師、次者爲工、即不第人少、補闕不足、量於見任及以理解醫・針生內、簡堪療疾者兼補	唐 6 諸醫・針師、醫監・醫正量其所能、有病之處、遣爲救療、每歲太常試驗其識解優劣、差病多少以定考等	唐 4 諸醫・針生初入學者、皆行束脩之禮於其師、醫・針生各綱一疋、按摩・咒禁及諸州醫生率二人共綱一疋、皆有酒脯、其分束脩、准國子監學生日例
凡按摩生學按摩、誦傷折經方及刺縛之法、限三年成、咒禁生學咒禁、解忤、持禁之法、限三年成、其業成之日、並申送太政官		凡醫・針師、典藥量其所能、有病之處、遣爲救療、每年宮內省試驗其識解優劣、差病多少以定考第	凡教習本草・素問、黃帝針經・甲乙、博士皆案文講說、如講五經之法	諸醫・針生初入學、皆行束脩禮、一准大學生、其按摩・咒禁減半

19	18	17	16	15
須買者豫買 諸藥品族、太常年別支料、依本草所出、 申尚書省散下、令隨時收採、若所出雖 非本草舊時收採地、而習用爲良者、亦 令採之、每一百斤給傳驢一頭、不滿一 百斤附朝集使送太常、仍申帳尚書省、 須買者豫買	諸文武職事官病患者、並本公司奏 聞、遣醫爲療、仍量病給藥、其在外者 亦給藥、以官物市供	諸在京文武職事官病患者、並本公司奏 聞、遣醫爲療、仍量病給藥、其在外者 亦給藥、以官物市供	女醫、取官戶婢年二十以上三十以下、 無夫及無男女、性識慧了者五十人、別 所安置、內給事四人、并監門守當、醫 博士教以安胎產難及瘡腫・傷折・針灸 之法、皆按文口授、每季女醫之內業成 者試之、年終醫監・正試、限五年成	諸醫・針生、按摩・咒禁生、專令習業、 不得雜使
唐11 諸藥品族、太常年別支料、依本 草所出、申尚書省散下、令隨時收採、 若所出雖非本草舊時收採地、而習用爲 良者、亦令採之、每一百斤給傳驢一頭、 不滿一百斤附朝集使送太常、仍申帳尚 書省、須買者豫買	唐10 諸文武職事官病患者、並本 司奏聞、以內侍領翰林院官就加診視、 其在外者、於隨近官司申牒、遣醫爲療、 准此量給、以官物市供	宋8 諸在京文武職事官病患者、並本 司奏聞、以內侍領翰林院官就加診視、 其在外者、於隨近官司申牒、遣醫爲療、 准此量給、以官物市供	唐9 女醫、取官戶婢年二十以上三十 以下、無夫及無男女、性識慧了者五十 人、別所安置、內給事四人、并監門守 當、醫博士教以安胎產難及瘡腫・傷折・ 針灸之法、皆按文口授、每季女醫之內業成 者試之、年終醫監・正試、限五年成	宋7 諸醫學・針學、專令習業、不得 雜使
凡藥品族、典藥年別支料、依藥所出、 申太政官散下、令隨時收採		凡五位以上疾患者、並奏聞、遣醫爲療、 仍量病給藥（致仕者亦准此）	凡女醫、取官戶婢年十五以上廿五以 下、性識慧了者卅人、別所安置、教以 安胎產難及創腫・傷折・針灸之法、皆 按文口授、每月醫博士試、年終內藥司 試、限七年成	凡醫・針生、按摩・咒禁生、專令習業、 不得雜使

25	24	23	22	21	20
諸太醫署每歲量合傷寒・時氣・瘡・癆・傷中・金瘡諸藥、以備人之疾病者	諸在內諸門及患坊、應進湯藥、但兼有毒藥者、並對門司合進、不得進生藥	諸合藥供御、在內諸省、省別長官一人、並當上大將軍・將軍、衛別一人、與殿中監・尚藥奉御等監視、藥成、醫佐以上先嘗、然後封之、寫本方之後具注年月日、監藥者遍署、俱奏、餌藥之日、尚藥奉御先嘗、次殿中監嘗、次皇太子嘗、然後進御（其中宮及東宮准此）	諸州輸藥之處、准校課數量、置採藥師、令以時採取、其所須人功、申尚書省、取當州隨近丁支配	諸鳩毒・治葛、私家皆不得有	京都各置藥園一所、擇良田三頃、置師、取庶人年十六以上二十以下充生、教讀本草、辨識諸藥并採種之法、隨近山澤有藥草之處、採掘種之、土無其物而種得生者、令所有之州送子種蒔、犁・牛・人力、司農寺給、其鄉土所宜、種即堪用者、太常斟量責課入度之用、其藥園師
宋 11 韶林醫官院每歲量合諸藥、至夏、遣內侍於諸門給散	唐 14 諸在內諸門及患坊、應進湯藥、但兼有毒藥者、並對門司合進、不得進生藥	宋 10 諸合藥供御、本院使・副・直院・尚藥奉御・醫官・醫學等豫與御藥院相知、同具緘封、然後進御、其中宮及東宮准此	唐 13 諸州輸藥之處、准校課數量、置採藥師、令以時採取、其所須人功、申尚書省、取當州隨近丁支配	宋 9 諸鳩毒・治葛、私家皆不得有	唐 12 京都各置藥園一所、擇良田三頃、置師、取庶人年十六以上二十以下充生、教讀本草、辨識諸藥并採種之法、隨近山澤有藥草之處、採掘種之、土無其物而種得生者、令所有之州送子種蒔、犁・牛・人力、司農寺給、其鄉土所宜、種即堪用者、太常斟量責課入度之用、其藥園師
（諸國准此）	凡典藥寮、每歲量合傷寒・時氣・瘡・利・傷中・金創・諸雜藥、以擬療治	凡合藥供御、中務少輔以上一人、共內藥止等監視、藥成、侍醫嘗之、然後封之、寫本方之後、具注年月日、監藥者姓名、俱奏、餌藥之日、侍醫先嘗、次中宮及東宮准此	凡諸國輸藥之處、置採藥師、令以時採取、其人功、取當處隨近丁支配	凡藥園令師檢校、仍取園生、教讀本草、辨識諸藥并採種之法、隨近山澤有藥草之處、採掘種之、所須人功、並役藥戶	

30 奏聞	29 諸州醫博士・助教、於所管戶內及停家職資內、取醫術優長者爲之、(軍內者仍令出軍)若管內無人、次比近州有處兼取、皆州司試練、知其必堪、然後銓補、訖申省、其學生取人、依太醫署、若州在邊遠及管夷獠之處、無人堪習業者、不在置限	28 諸州醫博士・助教、於所管戶內及停家職資內、取醫術優長者爲之、(軍內者仍令出軍)若管內無人、次比近州有處兼取、皆州司試練、知其必堪、然後銓補、訖申省、其學生取人、依太醫署、若州在邊遠及管夷獠之處、無人堪習業者、不在置限	27 諸行軍及作役之處、五百人以上、太常給醫師一人、五千人以上給二人、自此以上、率五千人加一人、其隴右監牧・西使・南使各給二人、餘使各一人、仍簡擇充(監牧醫師、糧料・勞考准獸醫官例)並量給藥、每給醫師二人、以傷折醫兼之、並給傳乘	26 諸宿衛兵士當上、及在京諸軍班有疾病者、分遣醫官巡療
宋12 亦錄名奏聞	唐15 諸行軍及作役之處、五百人以上、太常給醫師一人、五千人以上給二人、自此以上、率五千人加一人、其隴右監牧・西使・南使各給二人、餘使各一人、仍簡擇充(監牧醫師、糧料・勞考准獸醫官例)並量給藥、每給醫師二人、以傷折醫兼之、並給傳乘	唐16 諸醫・針師等巡患之處、所療損與不損、患處官司錄醫人姓名案記、仍錄牒太常寺、據爲黜抄、諸州醫師亦准此	唐17 諸醫・針師等巡患之處、所療損與不損、患處官司錄醫人姓名案記、仍錄牒太常寺、據爲黜抄、諸州醫師亦准此	宋12 諸宿衛兵士當上、及在京諸軍班有疾病者、分遣醫官巡療、行軍處亦准此
宋13 亦錄名奏聞	宋13 諸州醫生、有業術優長、效驗無失、情願入仕者、本州具述以聞、即私醫有通利經方、閑解藥性、療病有驗、灼然爲鄉閭所推許者、州司精加試練、亦錄名	凡國醫生、業術優長、情願入任者、本國具述藝能、申送太政官	凡醫・針師等、巡患之家所療、損與不損、患家錄醫人姓名、申宮內省、據爲黜抄(諸國醫師亦准此)	凡行軍及作役之處、典藥給醫師一人

35	34	33	32	31
諸醫師巡患之處、皆於所在公廨給食	諸鎮戍、防人以上有疾患者、州量遣醫師救療、若醫師不足、軍人百姓內解醫術者、隨便遣療、每年申省、下太常寺、量給傷寒、時氣、瘡、痢、瘡腫等藥、貯庫安置、若當鎮土地所出者、並自採充	諸州於當土所出、有藥草堪療疾者、量差雜職、防人、隨時收取、豫合傷寒、時氣、瘡、痢、瘡腫等藥、部內有疾患者、隨須給之	諸州醫生、每季博士等自試、年終長官試有不通者、隨狀科罰、若不率師教、數有愆犯、及課業不充、終無長進者、隨事解黜、即立替人、其遭喪及餘事故合解者、亦即立替、學生習業早成、堪療疾者、即於管內分番巡行、有疾患處、隨即救療、効與無効、皆錄爲簿、年終考校、頻經無效者、斟量決罰	諸州醫博士教授醫方、及生徒課業年限、並准太醫署教習法、其餘雜療、行用有效者、亦兼習之
唐22 諸醫師巡患之處、皆於所在公廨給食	唐21 諸鎮戍、防人以上有疾患者、州量遣醫師救療、若醫師不足、軍人百姓內解醫術者、隨便遣療、每年申省、下太常寺、量給傷寒、時氣、瘡、痢、瘡腫等藥、貯庫安置、若當鎮土地所出者、並自採充	唐20 諸州於當土所出、有藥草堪療疾者、量差雜職、防人、隨時收取、豫合傷寒、時氣、瘡、痢、瘡腫等藥、部內有疾患者、隨須給之	唐19 諸州醫生、每季博士等自試、年終長官試有不通者、隨狀科罰、若不率師教、數有愆犯、及課業不充、終無長進者、隨事解黜、即立替人、其遭喪及餘事故合解者、亦即立替、學生習業早成、堪療疾者、即於管內分番巡行、有疾患處、隨即救療、効與無効、皆錄爲簿、年終考校、頻經無效者、斟量決罰	唐18 諸州醫博士教授醫方、及生徒課業年限、並准太醫署教習法、其餘雜療、行用有效者、亦兼習之
				凡國醫師教授醫方、及生徒課業年限、並准典藥寮教習法、其餘雜治、行用有效者、亦兼習之

おわりに

この復原に基づき、本来であれば、逐条の日唐医疾令比較を行つべきところであるが、紙幅の余裕もないのに、ここで全体的な指摘をしておきたい。

これまでにも予想されてきたことではあるが、日本の医疾令は、唐の医疾令を大枠ではそのまま継受して成立しており、先進的な医学教育・医療制度の導入をはかつてていることが明らかである。唐医疾令は全三五条であったとして、対する日本養老医疾令は全二七条であつたが、日本令独自の条文は一条もない。日本令が継受しなかつた条文も、うち五条は注のかたちにするなどして、内容はそのまま受容していると理解することができる。この事実は、唐の先進的な医学教育システムと医療制度をまるごと継受しようとしていたことを示す。

しかしながら、実際の運用にあたつては、令制以前の渡来系「薬部」氏族や「薬戸」に多くを頼らざるを得なかつたことが唐令文の変更からうかがえる。それは六世紀以来の氏族制や朝鮮半島からの知識の導入という日本の古代社会の実情に即した対応であつたと考えられる。

医学教育については、唐令よりも若い年齢で教育を始めるよう規定し、成業年限も必要に応じて延長するといった配慮がなされている。唐の先進的な医学・薬学を学ぶための、国家による教育体制の強化ということになる。とくに女医については、後にわざわざ唐にはない「女医博士」を令外に設けて（狩野文庫本『類聚三代格』四、養老五年（七二二）十月一日勅）²⁴⁾、その育成をバックアップしている。

医療については、衛府に医師の巡療を規定することはなかつたが、逆に職員令に「衛府医師」を規定している（職員令59・61・62条）。巡療ではなく常置の医療官人を設けたところに、日本の古代国家の医療体制構想を見ることができよう。「国医師」の設置（職員令80条）についても同様で、唐令に倣つた「国医博士」ではなく「国医師」であるところに、諸国の医療を担う人材を教育・補任しようという古代国家の意図したところがうかがえる。

医疾令に規定する医学教育システムが機能し始めると、八世紀を通じて唐の先進的な医学・薬学知識が普及し、「薬部」氏族に頼らない医療官人制が展開していくことになる。「衛府医師」「国医師」などの医療官人を定員化したことは、唐の医療体制を理想的に実現しようとした日本の古代国家の姿勢を示すものといえる。実際に衛府医師を置くことができたのが、大宝令施行後二〇年を経てからであった（『続日本紀』養老三年（七一九）六月丙子条・同年九月辛巳条・同五年六月癸卯条）。ここに象徴されるように、古代国家の構想した医療体制が整備されるには時間がかかった。その意味で、大宝律令の施行について、吉田孝氏が「建設すべき律令国家の青写真を提示したものであつた」と評するのは、医疾令に関してはまさにその通りであったのだと思う。

注

- (1) 丸山裕美子「日唐医疾令の復原と比較」（『日本古代の医療制度』名著刊行会、一九九八年、初出は一九八八年）。
- (2) 北宋天聖令の発見は戴建国「天一閣蔵明抄本『官品令』考」『歴史研究』一九九九年三期（後に『宋代法制初探』黒竜江人民出版社、二〇〇〇年に所収）、全文公開は、天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組「天一閣蔵明鈔本天聖令校證 附唐令復原研究」（中華書局、二〇〇六年、以下「天聖令校證」と略称する）。
- (3) 程錦「唐医疾令復原研究」（『天聖令校證』下冊所収）。
- (4) 戴建国氏注（2）論文。
- (5) 北宋天聖令について日本語で紹介したものとして、早く兼田信一郎「戴建国氏発見の天一閣博物館所蔵北宋天聖令田令について—その紹介と初步的整理—」（『上智史学』四四、一九九九年）、池田温「唐令と日本令（三）唐令復原研究の新段階—戴建国氏の天聖令残本発見研究」（『創価大学人文論集』一二、二〇〇〇年）がある。また二〇〇六年の「天聖令校證」の刊行を受けて、その意義を紹介したものとして、大津透「北宋天聖令の公刊とその意義—日唐律令比較研究の新段階」（『東方学』一一四、二〇〇七年）、丸山裕美子「日唐令復原・比較研究の新地平—北宋天聖令と日本古代史研究—」（『歴史科学』一九一、二〇〇八年）がある。
- (6) 仁井田陞「唐令拾遺」（復刻版、東京大学出版会、一九六四年、初版は一九三三年）、仁井田陞著・池田温責任編集「唐令拾遺補」（東京大学出版会、一九九七年）。
- (7) 陳登武「医疾令」（高明士等「評『天一閣蔵明鈔本天聖令校證附唐令復原研究』」『唐研究』一四、二〇〇八年）、以下、注を付さない

陳登武氏の指摘はすべてこれによる。

(8) 日本思想大系『律令』(岩波書店、一九七六年)。医疾令の担当は閑晃氏。

(9) (8) 「政事要略」は新訂増補国史大系を使用する。卷九五至要雜事(学校事)に医疾令の「令義解」逸文が一九条まとめて引用されている。
以下「医疾令義解」と表記する。

(10) 丸山裕美子「律令国家と医学テキスト—本草書を中心にして」(法史学研究会会報)一一、二〇〇六年)

程錦「唐医疾令復原研究」に詳論されている。なお最近、陳登武「医疾令」も程氏の説を支持している。

(11) 「新修本草」は図書寮叢刊『新修本草 残巻』(宮内庁書陵部、一九八三年)を使用する。

(12) 唐律は『唐律疏議』(中華書局、一九八三年)を使用する。ただし条文番号は律令研究会編『訳注日本律令』五〇八「唐律疏議譯註篇」(東京堂出版、一九七九)一九六六年)による。

(14) なお末尾部分についても、「唐六典」から復原された「以備人之疾病者」よりも、日本令の「以擬療治」または不行唐令20条の「有疾患者、隨須給之」の方が令文の字句としてふさわしいようと思つが、日本令の「療治」の「治」は唐高宗の避諱であつて、開元令では使用されないはずである。「唐大詔令集」卷一医方に載せる天宝三年(七四四)八月三日付の衛彌騎疾病給食料勅に、「所須藥物、仍

与太常計会、量事供擬、并差医人救療」とあるのも参考に、「以擬救療」とするのも一案とは思う。

(15) 陳登武「從〈天聖・医疾令〉看唐宋醫療照護与医事法規—以“巡患制度”為中心」『唐研究』一四、二〇〇八年

(16) 岩本篤志「唐『新修本草』編纂と『土貢』—中国國家図書館蔵断片考」(東洋学報)九〇一二、二〇〇八年)は不行唐令11条について、開元七年令以前と開元二十五年令とで令文の変更があつた可能性を指摘している。本報告は、開元二十五年令として唐令を復原し、それ以前の令文については触れない。

(17) 「平城宮本簡三」(奈良国立文化財研究所、一九八〇年)二九二五号。「医医医疾疾第十九九凡医博博呪呪禁博博士亦／士選選選医師師内法内法術優准此凡医生」とあって、医疾令の篇目名、篇次と(1)条・(2)条を習書している。

(18) 「律令」医疾令補注。なお日本の養老医疾令が全二七条であることは「令集解」目録に「凡二十七条」とあって、明らかである。

(19) 高塩博「養老医疾令復原の再検討」(日本律の基礎的研究)汲古書院、一九八七年、初出は一九八三年)。

(20) 石上英一「令義解」(皆川完一・山本信吉編『国史大系書目解題』吉川弘文館二〇〇一年)は「国史大系本令義解をもつて、それが今日まで伝來した令義解の姿をそのままに写したものであると誤解してしまつことである」と危惧を示している。

(21) 例えは(12)条で、『令集解』職員令44条穴記は「医針師」を「療医針師」、「有病之處」を「有患之處」と引用するが、いずれも「政事要略」所引の医疾令文が天聖令文と一致する。(13)条の「降医生一等」も「令集解」考課令冒頭讀記は「減医生一等」と引用する。

- (22) 丸山注（5）論文。
(23) 丸山裕美子「延喜典葉式「諸国年料雜葉制」の成立と「出雲國風土記」」（『延喜式研究』二五、二〇〇九年）。
(24) 狩野文庫本類聚三代格は、関見監修・熊田亮介校注「狩野文庫本類聚三代格」（吉川弘文館、一九八九年）を使用した。なお実際に女医が置かれたのは、『続日本紀』養老六年十一月甲戌条に「始置女醫博士」とあるから、官を創設して一年後ということになる。
(25) 吉田孝「律令国家の諸段階」（『律令国家と古代の社会』岩波書店、一九八三年、初出は一九八二年）